

久留米市公告第 8 6 号

久留米市帳票設計システム導入・保守業務について条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び久留米市契約事務規則（昭和 50 年久留米市規則第 9 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき公告する。

令和 7 年 4 月 3 日

久留米市長 原口 新五

1 入札に付する事項

(1) 業務名

久留米市帳票設計システム導入・保守業務

(2) 業務場所

久留米市役所（本庁舎内）

(3) 業務内容

別紙「久留米市帳票設計システム導入・保守業務委託仕様書」のとおり

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和 12 年 6 月 30 日までとする。

但し、利用環境の構築は令和 7 年 6 月 30 日までに完了すること。

(5) 予定価格（消費税及び地方消費税は含まない）

総額 3, 495, 000 円

内訳	初期構築費	2, 220, 000 円
	保守費 令和 7 年度	191, 250 円
	令和 8～11 年度 各年度	255, 000 円
	令和 12 年度	63, 750 円

(6) 最低制限価格

なし

(7) 支払条件

初期構築費は、初期構築後に一括払いとする。

保守費は、令和 12 年度までの分割払いとする。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加資格確認申請書の提出期限において、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。

(1) 久留米市競争入札参加資格（物品）を有していること。

(2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 久留米市指名停止等措置要綱（平成 6 年久留米市庁達第 6 号）に基づく指名停止を受けていないこと。

### 3 契約条項を示す場所

「11 問い合わせ先（事務局）」に示す。

### 4 入札参加資格の確認

入札参加を希望する者は、以下の（1）に掲げる書類を持参又は郵送にて提出すること。  
郵送の場合、一般書留又は簡易書留のいずれかで送付すること。

#### （1）提出書類

- ア．入札参加資格確認申請書（第1号様式）
- イ．使用印鑑届（第2号様式）

#### （2）提出期限

令和7年4月21日（月）17時00分まで【必着】

#### （3）提出先

「11 問い合わせ先（事務局）」に示す。

#### （4）入札参加資格確認通知

入札参加資格確認申請書を提出した者には、資格審査を行なった後、入札参加資格の有無を入札参加資格確認通知書にて通知する。なお、通知時期は令和7年4月24日（木）までを予定している。

### 5 入札方法

入札参加資格確認通知で入札参加資格が有るとされた者のみ、以下の（1）に掲げる書類を持参又は郵送にて提出すること。（入札参加資格なしとされた者及び期限までに「4 入札参加資格の確認（1）提出書類」を提出しなかった者は、入札に参加できない。）

郵送の場合、一般書留又は簡易書留のいずれかで送付すること。

#### （1）提出書類

- ア．入札書（第5号様式）
- イ．入札金額の内訳調書（第6号様式）

#### （2）提出期限

令和7年5月12日（月）17時00分まで【必着】

#### （3）提出先

「11 問い合わせ先（事務局）」に示す。

#### （4）提出方法

提出書類は、封書にて提出すること。

封筒表面に、「入札書在中」と朱書きして、開札日及び業務名を記入し、裏面に、差出人の住所、商号（名称）、代表者の職名及び氏名を記入する。

#### （5）入札に関する注意事項

入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の課税事業者・免税事業者問わず、契約を希望している額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記入すること。

#### （6）応札が1者であった場合においても、その入札は有効とする。

## 6 開札

(1) 日時：令和7年5月13日（火）11時00分

(2) 場所：久留米市役所 5階 情報政策課

(3) 立会：入札者のうち立会い希望者を立ち合わせる。ただし、立会いを希望する者がいないときは、本入札事務に関係のない市の職員を立ち合わせるものとする。

(4) 落札者の決定方法

予定価格以下の範囲で最低の価格をもって入札したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をしたものが2者以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。

(5) 落札結果の通知

開札後、落札者に通知するとともに、市ホームページで公表する。

(6) 入札辞退

入札参加資格確認申請書を提出後に、入札を辞退する者は、入札執行前までに入札辞退届（第4号様式）を届け出なければならない。

## 7 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

入札参加資格確認通知で入札参加資格を有するとされた者は、入札前までに、入札を予定する金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額に100分の5を乗じた金額以上の入札保証金を納めること。ただし、久留米市金銭会計規則（平成11年久留米市規則第8号。以下「会計規則」という。）第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第7条に該当する場合は、減免する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約前までに、契約金額の100分の10以上を納めること。ただし、会計規則第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第27条に該当する場合は、全部又は一部を免除する。

## 8 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札参加資格のない者が入札したとき

(2) 入札金額の内訳調書の初期構築費の金額が初期構築費の予定価格を超えるとき

(3) 入札金額の内訳調書の各保守費の金額が各保守費の予定価格を超えるとき

(4) 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき

(5) 入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき

(6) 入札書に記載された事項に誤字又は脱字等があつて必要事項を確認できないとき

(7) 入札書に入札者の記名押印がないとき

(8) 同一の入札者が2以上の入札をしたとき

(9) 法令又は入札に関する条件に違反したとき

## 9 その他入札に関し必要な事項

### (1) 質問の受付期間及び受付場所

#### ア. 受付期間：

公告の日から令和7年4月14日（月）正午まで

#### イ. 受付場所

「11 問い合わせ先（事務局）」に示す。

#### ウ. 質問の提出方法

質問書（第3号様式）に必要事項を記入の上、電子メールで提出し、電話にて着信を確認すること。（電話での質問は受け付けない。）

#### エ. 質問に対する回答

令和4年4月17日（木）までに電子メールで回答するとともに、市ホームページで公開する。

### (2) 契約締結日

落札した者は、令和4年5月19日（月）までに契約締結の手続きを行うこと。

## 10 その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加に係る費用は、入札参加者の負担とする。

(3) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、久留米市契約事務規則その他関係法令を遵守すること。

(4) 落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。

(5) 不正な入札があると認めるとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めるときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。

(6) 落札者は、契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。

### 11 問い合わせ先（事務局）

久留米市 総務部 情報政策課（担当：小柳・榎永・岡村）

住所：〒830-8520

福岡県久留米市城南町15番地3

電話：0942-30-9060

FAX：0942-30-9708

電子メール：[jimukan@city.kurume.fukuoka.jp](mailto:jimukan@city.kurume.fukuoka.jp)